

小松市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 対象部署 こまつドーム
指定管理者 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
所管課 にぎわい交流部スポーツ育成課
- 3 監査結果の公表年月日 令和3年1月19日（小松市監査公表第7号）
- 4 措置通知の受理年月日 令和3年2月19日
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善意見</p> <p><スポーツ育成課・公益財団法人小松市まちづくり市民財団></p> <p>ロビー壁修繕と給水設備修繕において、これらは一体の工事であり一括発注が適切であるところ、別々に発注処理されていた。</p> <p>また見積徴収先が全て市外業者であったが、修繕工事の場合、日常管理の点から地元業者も含めて検討されたい。</p> <p>会計上の処理においては、修繕として処理されていたが、その実態をみると、原状回復の範囲を超え、新たな機能を備えた資産の取得であり、資本的支出に該当するものであった。今後は、修繕と資本的支出の区別について、市と指定管理者で十分に協議確認の上、執行されたい。</p>	<p><スポーツ育成課></p> <p>施設の改修について、執行前に修繕費か資本的支出かを指定管理者と十分に協議していくことを確認した。</p> <p><公益財団法人小松市まちづくり市民財団></p> <p>本件は、給水設備修繕で発注したが、その後背面棚等が支障となりロビー壁修繕を追加発注したものである。</p> <p>契約事務については、地元業者を含めて見積徴収し、より一層公平性の確保に努めたい。</p> <p>施設の改修については、修繕費か資本的支出かを小松市と十分に協議確認を徹底することとした。</p>